

大阪代協の行事

「自転車事故リスク」

第2回女性部セミナー開催

大阪代協では第2回女性部(有馬美穂子部長)が「自転車通勤と企業のリスク」をテーマにしたセミナー「自転車事故リスク」を11月24日午後5時から大阪市中央区の難波シャパン日本興産大阪ビル1階会議室で開催され、48名が出席した。

「コンプラと代理店賠償責任」

代理店賠償責任保険セミナー

第一部は岡野イ・クリエイト全通防犯防止アドバイザー・上西二美氏が「自転車事故の傾向と対策」をテーマに、自転車通勤から発生する「盗難」「ドローン」「ローター」に絞って、具体的な事例を交えて紹介した。

大阪代協(黒石光寿会長)は12月3日午後3時から大阪市中央区の大阪損害会館(クリンビル)9階大会議室で「代理店賠償責任保険セミナー」を開催し、約50名が出席した。

第一部では日本代理店協会会長・小出福嗣氏が「損害賠償責任の最新動向と大阪代協の活動について」と題し、保険WC協会の発表、議事録改正などについて報告した。

第二部ではエース編集長・日本代理店協会副会長・日本代理店協会理事・高橋康郎氏が「コンプライアンスと代理店の賠償責任」と題し、コンプライアンスとコンプライアンスとコンプライアンス、損害賠償責任の法的な責任、損害賠償責任の法的な責任について報告した。



セミナーの様子

第三部は増川博法理事が「コンプライアンスと代理店賠償責任」と題し、コンプライアンスとコンプライアンス、損害賠償責任の法的な責任、損害賠償責任の法的な責任について報告した。



講演する宮崎氏

「」を講演。自転車事故と自動車事故との違いや、自転車通勤と賠償責任などについて述べたあと、自転車通勤に際するリスクへの対策として、個人賠償責任の保険の付保、社内規定の整備、従業員の教育・研修などが必要と語った。

は不法行為責任(民法709条以下)と債務不履行責任(民法415条以下)として加害者(損失がある)とを証明するに「加害者は加害者が自己は無過失である」とを主張する。また、民法第1条第2項の「公序良俗」も考慮される。また、民法第1条第2項の「公序良俗」も考慮される。

損害賠償責任の法的な責任、損害賠償責任の法的な責任について報告した。